

不法行為による損害賠償請求事件について

事案の概要

原告は、被告らに対し、建物の一部の明渡しを命ずる判決に基づく強制執行を実施し、強制執行の費用（以下「本件執行費用」という。）を支出した。この費用は民事執行法42条1項により債務者の負担とされる民事訴訟費用等に関する法律2条各号に掲げられている範囲及び額に該当するものであり、原告は、この費用について執行費用額確定処分を申し立て、債務名義を取得していた。

本件は、原告が、本件執行費用の支出は、被告らの上記建物部分の占有による共同不法行為の損害であるなどと主張して、被告らに対し、本件執行費用相当額等の連帯支払等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原審は、原告の本件執行費用相当額等の連帯支払の請求を認容した。
- ◇ 本件の争点は、本件の事情の下において、本件執行費用相当額につき、通常の民事訴訟において不法行為に基づく損害として請求することが認められるか否かである。

（参考）

民事執行法（抜粋）

42条1項 強制執行の費用で必要なものは、債務者の負担とする。

42条4項 第1項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第2項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

民事訴訟費用等に関する法律（抜粋）

2条 民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（以下略）